

広島市医療的ケア児受入等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）で、集団生活が可能であると市長が認めた児童が、保育所等において健康で安全な生活を送ることができるよう必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、保育所等とは、広島市保育園条例（昭和23年条例第44号）別表に掲げる公立保育園、広島市認定こども園条例（平成27年条例第13号）別表に掲げる公立認定こども園、本市に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第34条の15第2項の規定により認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所をいう。

(対象児童)

第3条 対象となる児童は、次に掲げる全ての要件を満たす者で、第6条第1項の規定により市長が医療的ケアの実施を認めた児童とする。

- (1) 本市内に住所を有する児童又は広域入所に関する協定を締結した地方公共団体に居住し、かつ、当該団体が看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の加配に要する費用の負担を約した児童。
- (2) 広島市障害児保育事業実施要綱第3条に定める対象児童に該当する児童。

(医療的ケア実施の申込み)

第4条 保育所等における医療的ケアの実施を希望する保護者は、「医療的ケア実施申込書」（第1号様式）を市長に提出することにより申し込まなければならない。

2 前項の申込みを行った保護者は、第13条第1号に定める面談に先立って、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 「医療的ケアに係る調査票」（第2号様式）
- (2) 「日常生活の状況に係る調査票」（第3号様式）
- (3) 「医療的ケアに係る主治医意見書」（第4号様式）

(審議会)

第5条 保護者から前条第1項に定める申込み又は第14条第1項に定める実施内容の変更申込み等がなされた場合にあっては、広島市附属機関設置条例第2条により設置する広島市障害児保育審議会（以下「審議会」という。）に、保育所等における集団生活の可否、医療的ケアの実施の可否及びその他必要な事項を付議するものとする。

ただし、別表に掲げる医療的ケアについては、審議会への付議を省略できるものとする。

(実施の決定)

第6条 医療的ケアの実施の可否については、審議会の結果を踏まえ、市長が決定する。

2 市長は前項の決定を行ったときは、「医療的ケア実施決定通知書」（第5号様式）により保護者に通知するものとする。

(保育利用の調整)

第7条 前条第2項に定める決定通知書により保育所等での医療的ケアの実施可能の通知を受け、保育の実施を希望する保護者は、広島市保育の実施等に関する要綱第5条に定める利用の調整を受けなければならない。

（医療的ケアに関する指示）

第8条 第7条に定める利用の調整の結果、保育の実施の承諾又は利用の要請の通知を受けた保護者は、「医療的ケアに関する指示書」（第6号様式）（以下「指示書」という。）を保育所等に提出しなければならない。

（医療的ケアの実施）

第9条 保護者から前条に定める指示書の提出を受けた保育所等は、「医療的ケア実施開始通知書」（第7号様式）及び「医療的ケア実施計画書」（第8号様式）（以下、「計画書」という。）を作成し、保護者に対して保育所等で実施する医療的ケアについて十分に説明した上で通知するとともに、その写しを対象の保育所等を所管する区の福祉課へ送付しなければならない。

（医療的ケアの承諾）

第10条 前条に定める通知を受けた保護者は、「医療的ケア実施承諾書」（第9号様式）を対象の保育所等に提出しなければならない。

（看護師等の業務）

第11条 医療的ケアを実施する者は、広島市障害児保育事業実施要綱第4条第1項の規定により加配のあった看護師又は准看護師（以下「担当看護師等」という。）とする。

2 担当看護師等は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 第8条に定める指示書に基づき、第9条に定める計画書を作成の上、医療的ケアを実施すること。
- (2) 医療的ケアの実施内容を記録すること。
- (3) その他保育所等の長が必要と認める事項を行うこと。

（保育所等の責務）

第12条 保育所等は、次の各号に定める責務を負う。

- (1) 医療的ケア児の保育に当たっては、医療的ケア児ごとに保育の方針等を記載した個別計画を作成すること。なお、第9条に定める計画書と一体のものとして作成することも可能とする。
- (2) 6か月ごとに「医療的ケア実施報告書」（第10号様式）を作成し、保護者に交付した上で、報告内容について主治医の確認を得ること。
- (3) 主治医の指示内容、搬送する医療機関、主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応マニュアルを作成し、緊急体制を整備するとともに施設の職員に周知徹底すること。
- (4) 緊急時、保育所等の長の指示の下、前号に定めるマニュアルに基づき適切に対応すること。
- (5) 医療的ケア児が安心して保育所等において生活できる環境等を整えるために、担当看護師等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めること。
- (6) 本要綱に基づき作成及び提出を受けた書類については、対象の医療的ケア児が保育所等に在園している間は保管し、退園後も6年間は保管するとともに保護者又は市長が提示を求めた場合は速やかに提示すること。

（保護者の責務）

第13条 保護者は、次の各号に定める責務を負う。

- (1) 市長又は保育所等の長が必要に応じて実施する医療的ケアに係る面談を受けること。
- (2) 原則として医療的ケアの実施に必要な医療機器の準備並びに点検及び整備を行うこと。
- (3) 登園時、対象の医療的ケア児の健康状態について、担任保育士又は担当看護師等に伝達すること。
- (4) 定期的に主治医の診察を受け、「主治医受診結果連絡票」（第11号様式）を保育所等に提出すること。
- (5) 保育所等の長、担任保育士又は担当看護師等が主治医との面談を求めた場合には、遅滞なく主治医に対してその旨を伝えること。

（医療的ケアの実施内容の変更等）

第14条 保護者は、主治医の指示により医療的ケアの実施内容を変更又は追加する場合は、第4条第1項に定める申込書及び第8条に定める指示書を再度提出しなければならない。ただし、別表に掲げる医療的ケアに変更又は追加する場合は、指示書のみを再度提出すれば足りるものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項に定める医療的ケアの実施内容の変更に伴う申込書及び指示書が再提出された場合に準用するものとする。

（実施状況の確認等）

第15条 市長は、保育所等における医療的ケアの実施状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 市長は必要に応じて、保育所等の長、担当看護師等、保護者、主治医及びその他市長が必要と認める者を集めて、対象児童に係る情報交換等を目的とするケース会議を開催することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、保育所等における医療的ケアに係る必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	医療的ケアの内容
喀痰吸引	口腔・鼻腔内、気管切開部
経管栄養	経鼻、胃ろう、腸ろう
導尿	一部要介助・完全要介助
血糖管理	血糖値測定、インスリン注射
酸素療法	酸素マスク、酸素カニューラ